

郡山市観光物産振興事業補助金交付要綱

平成元年11月1日制定
平成3年10月21日一部改正
平成4年12月24日一部改正
平成6年5月10日一部改正
平成7年4月1日一部改正
平成8年10月18日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成29年4月3日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
〔産業観光部観光政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の特性を生かした観光物産事業の振興を図るため、観光物産振興団体に対する補助金の交付に対し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は補助対象者の役員及び会員名簿とする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助事業の内容の変更の手續)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定により、申請するものとする。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

2 前項の場合において、市長は、確定した補助金の額が第6条の規定による概算払の額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

この要綱は、平成元年11月1日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月18日から施行し、改正後の郡山市観光物産振興事業補助金交付要綱の規定は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市観光物産振興事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、改正後の要綱の規定にかかわらず、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）第17条及び第18条の規定並びに改正後の要綱第4条第2号の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
郡山美味しい街づくり推進協議会	食を通じた地場産業の振興発展と地域活性化に資する事業及び協議会運営事務	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金に要する経費とする。	補助対象経費から補助対象事業に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額
公益財団法人郡山コンベンションビューロー	国内外のコンベンションの誘致、調査研究及び開催支援に関する事業並びに法人管理事務	役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金に要する経費とする。	
一般社団法人郡山市観光協会	国内外への観光宣伝及び観光誘客、観光振興に関する調査研究、観光商品の開発、観光客受入環境の向上、地域団体の支援、観光交流拡大に関する事業並びに法人管理事務	役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金に要する経費とする。	
一般社団法人磐梯熱海温泉観光協会	磐梯熱海温泉の地域資源を活用した観光資源開発及び観光誘客事業並びに法人管理事務	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金に要する経費とする。	